



事務連絡
平成19年6月15日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

練り歯磨きへのジエチレングリコールの混入の確認について

「化粧品及び医薬部外品の品質管理の徹底について」（平成19年5月29日付け監視指導・麻薬対策課事務連絡）において、化粧品又は医薬部外品の製造販売業者に対し、自らが製造販売する製品にジエチレングリコールを含め、本来の原材料ではない物質が混入していないかどうか点検を徹底するよう、周知をお願いしたところであるが、今般、製造販売業者の自主点検により、ジエチレングリコールが混入した練り歯磨きが発見されたとの報告があった。

ついては、貴管下の練り歯磨きを取り扱う製造販売業者に対して、上記事務連絡の趣旨を再度周知徹底するとともに、ジエチレングリコールの混入の有無について確認を行わせ、その結果を6月中に報告するよう指導願いたい。

なお、ジエチレングリコールの混入の報告を受けた場合には、速やかに自主回収等の措置を講じさせるとともに、販売名及び製造販売業者名等を当方に情報提供願いたい。